

循環



No.85

2025.1

冬号



【小学生の部】
最優秀賞
「未来のためにできること」
南陽市立沖郷小学校 4年
二宮 花蓮さん



【中学生の部】
最優秀賞
「あなたは、どう思いますか」
高島町立高島中学校 3年
渡部 小夏さん



一般社団法人
山形県産業資源循環協会

限りある資源を子どもたちに・・・

- 一般・産廃・特管廃棄物収集運搬業務
- 重油タンクの清掃及び漏洩検査
- 南陽市ごみ収集・し尿汲取り委託業務
- 水路・側溝等浚渫・清掃
- 浄化槽及び各種汚水処理施設の維持管理
- 給排水管更生工事（Vacl/パ ラシュードライニング）
- 南陽市上下水道衛生設備・設計・施工
- 除雪・排雪業務 他

尾形興業有限公司

代表取締役 尾形 啓一郎



地域に根ざした住みよい環境づくりを

〒992-0472 山形県南陽市宮内4633-2

TEL 0238(47)2537 FAX 0238(47)7248



循環



No.85

2025.1
冬号

CONTENTS

新年のあいさつ

一般社団法人山形県産業資源循環協会 会長	鈴木 隆	2
山形県環境エネルギー部長	高橋 徹	3
山形市長	佐藤 孝弘	4
公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長	永井 良一	5

できごと

令和7年度山形県予算等への要望書提出	6
スタートアップ研修会の開催	11
山形県産業資源循環協会政策研究会設立総会	12
7月25日からの大雨被災に伴う災害廃棄物処理	14
やまがた環境展2024の開催	18
福島県協会と合同安全衛生研修会の開催	21
青年部会 宮城との合同チャリティーゴルフコンペ、清掃活動、 第14回カンファレンス in 愛媛、視察研修	22
人材育成セミナーの開催	24

行政だより

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課	25
山形市環境部廃棄物指導課	29
山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課	30
最上総合支庁保健福祉環境部環境課	32
置賜総合支庁保健福祉環境部環境課	33
庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	34

支部だより

村山支部	35
最上支部	36
置賜支部	39
庄内支部	41

事務局だより

教えて BUNさん! BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏 コラム	42
新任役員紹介	45
新会員紹介	46
メールアドレス登録のお願い	48
令和7年4月からの紙マニフェスト頒布価格の動向	49
編集後記	49



新年のごあいさつ

一般社団法人山形県産業資源循環協会

会長 鈴木 隆

2025年 皆様、新年明けましておめでとうございます。

日頃より当協会の運営と事業推進に格別のご支援とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

昨年は年明けから石川県能登半島を震源とする度重なる地震、そして7月には当地、山形県及び秋田県で記録的豪雨災害が発生いたしました。お亡くなりになられた方のご冥福とともに被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、未だ復旧復興の半ばの中、被災地にて作業に当たられている方々へのご尽力に敬意を表させていただきます。

現在、最上・庄内地域における豪雨災害におきましては、当協会が山形県と締結しております「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、復旧復興に向けた業務が続けられており、地元各支部協会員企業においての格別なご協力、ご尽力に感謝申し上げます。

また、10月には皆様方のご支援を賜り、「山形県産業資源循環協会政策研究会」が設立され、約80名の方々にご賛同いただきスタートを切ることができました。今後におきましてはサーキュラーエコノミーへの移行や「資源循環の促進のための再資源事業等の高度化に関する法律」等の対応に向け山形県産業資源循環協会における課題等を研究・検討し、政治・行政との良好な関係を築く中で、組織的な活動としてその成果を図り、すべてのステークホルダー皆様との一層の発展を目指してまいります。

2025年におきましては、日本の高齢化が加速し、労働人口の減少が確実視され、当業界においても一層の人材不足が予想されております。協会事業におきましても会員企業の一助になるべく人材の発掘をはじめ、優れた人材の育成等に注力する所存であります。

また、人件費及び施設等における維持管理並びに老朽化による費用の高騰や労働安全衛生等におきましても研鑽を重ね、会員企業のお役に立てるよう注力いたします。

長年にわたり、地球環境におきまして問題視されております温暖化による地球沸騰化への対応やSDGsの更なる飛躍、脱炭素社会構築への取り組みをわかりやすく会員企業にお伝えすることが重要と考えており、協会員一丸となって邁進することが重要と思っております。

昨年6月に協会長という重責に就任し、未だ甚だ未熟ではありますが、今後におきましても協会員皆様方のご意見等を拝聴し、業界のさらなる発展に尽力し、努力いたす所存でありますので本年もよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、本年におきましても会員企業皆様のさらなるご発展、ご健勝をご祈念いたしますとともに、さらなるご指導、ご支援、ご協力を切にお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

山形県環境エネルギー部長 高橋 徹

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人山形県産業資源循環協会並びに会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

令和6年7月25日からの豪雨では、河川の氾濫や土砂の流入により、最上・庄内地域を中心に甚大な被害が発生し、被害額は総額で1,000億円を超え、本県の自然災害としては過去最大となりました。お亡くなりになられた方々へ哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれた方々に対し心からお見舞い申し上げます。

貴協会の皆様には、県との「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、被災市町村で発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理への多大なる御尽力を賜り、被災市町村の復旧・復興を支えていただいていることに、深く感謝申し上げます。被災された県民の方々の生活再建が一刻も早く進むよう、引き続き貴協会をはじめ、政府や市町村、関係機関・団体と連携しながら取り組んでまいります。

さて、近年、気象災害が頻発・激甚化してきている一因とされている地球温暖化への対処は、地球規模での喫緊の課題となっております。このような中、県では令和2年8月に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、また、令和5年4月には、本県の脱炭素社会づくりの方向性を示す「山形県脱炭素社会づくり条例（愛称：さくらんぼ未来の地球を守る条例）」を施行したところです。今後とも、県、事業者、県民等の密接な連携の下、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を一層推進してまいります。

本県の美しい自然、地域の産業発展を持続可能な形で実現していくためには、廃棄物の適正処理はもとより、産業資源の循環が大きなテーマとなります。皆様のお力添えがあってこそ、地域社会が持続し繁栄する未来が築かれます。貴協会におかれましては、本県が目指す「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向け、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の今後益々の御発展と、会員の皆様にとりまして、本年が明るい希望に満ちた年となるよう祈念申し上げ、新年のあいさつといたします。



新年のごあいさつ

山形市長 佐藤 孝弘

新年、明けましておめでとうございます。

一般社団法人山形県産業資源循環協会の皆様におかれましては、健やかに 新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、貴協会の皆様には、日頃より廃棄物の適正処理、不法投棄防止の啓発や原状回復活動、リサイクルの推進などを通して、住民の生活環境の保全と循環型社会の構築にご尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意と感謝の意を表します。

現在、山形市では「健康医療先進都市」「文化創造都市」の2大ビジョンのもと、誰もが安心して心豊かに暮らせる持続可能なまちを目指し、各般の施策に取り組んでおります。今年、次期計画である「(仮称)山形市発展計画2030」が新たに始まる年であり、引き続き2大ビジョンを堅持するとともに、未来を見据えた新たな視点も加え、山形市が将来にわたって元気で活力あるまちであり続けるため、地域課題の解決や地域経済の波及効果の高い事業を積極的に進めてまいります。

とりわけ、環境行政におきましては、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、廃棄物の削減を通じた循環型社会の推進や再生可能エネルギーの導入促進など、地球温暖化対策に係る多様な施策に取り組んでいるところです。

昨年1月には、環境省が推進する、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」に取り組む「デコ活宣言」を行い、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市が所有する不用品や市民の方から回収した小型家具等のアプリを活用した売却や再エネ・省エネセミナーの実施などを通して、市民の行動変容、ライフスタイル変革を後押ししております。

これらの取組を含め、引き続き「みんなで創る 豊かな自然と笑顔輝く 持続的発展可能なまち」の実現に向け、市民、排出事業者、処分業者と連携し、廃棄物の発生抑制や再利用化等の各施策に取り組んでまいります。

こうした施策を着実に推進するためには、産業廃棄物の適正処理やリサイクル事業を推進し、生活環境の保全に寄与してこられた貴協会のご理解とご協力が不可欠であります。貴協会の皆様には、「持続的発展可能なまち」への実現に向けて、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と、本年が皆様にとりまして希望にあふれる躍進の1年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



年頭のご挨拶

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井良一

明けましておめでとうございます。

旧年中は、当連合会の諸事業に対し、皆様の多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、1月の能登半島地震、その後の全国的な豪雨災害などの自然災害の発生によって、能登を含む広範な地域に甚大な被害をもたらされました。被災された皆様に、あらためて衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、これまでの廃棄物・リサイクル対策の経過を概観しますと、1970年に廃棄物処理法が制定された当時は、生活環境と公衆衛生の向上を図るため、産業廃棄物の適正処理の確保が大きな課題でした。その後、適正処理の重要性に加え、1990年代以降は循環型社会の形成、さらに近時は循環経済（サーキュラーエコノミー）と脱炭素社会の構築という新たな課題が生まれております。

これらを踏まえ、2023年4月から中央環境審議会循環型社会部会にて、循環型社会形成推進基本計画の5年ごとの見直しが行われ、2024年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

この中で重要な点として、「脱炭素」と「動静脈連携」があげられます。国におかれては、2023年7月から静脈産業の脱炭素型資源循環システムの構築に向けた検討が進められ、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が2024年5月に制定されました。

これらの国の施策に対応すべく、当連合会では「処理の受け手から、資源・エネルギーの創（つく）り手へ」をスローガンに掲げ、脱炭素と循環経済が統合された新たな社会づくりに貢献する資源循環産業へ発展していきたいと考えています。

当連合会は、本年7月に法人化40周年という大きな節目を迎えます。本年は廃棄物処理法や建設リサイクル推進計画2020など、産業廃棄物処理業界と関係の深い法律の評価・検討が予定されています。このほか、人材の育成・確保や労働災害防止への体制強化、多発化している自然災害に伴う災害廃棄物処理などのさまざまな課題への対応を図り、「環境を守り、産業を支える」資源循環産業として飛躍するための基盤づくりに取り組んでまいります。

皆様の尚一層のご指導、ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

最後に本年が皆様にとりまして、健やかな一年となりますようにお祈り致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。



令和7年度山形県予算等に対する意見交換と要望書の提出



令和6年9月10日、現場の声を県政に反映させるため、県議会の森田 廣 議長に座長を願い、県執行部と意見交換会を行った後、県環境エネルギー部長に要望書を手交しました。

意見交換会には、森田議長のほか、小松伸也 議員、柴田正人 議員、遠藤寛明 議員（以上4議員は、当協会政策研究会設立総会（R6.10.17）で顧問を委嘱）にもご同席願い、当会要望内容の必要性などをご発言いただいたほか、森田議長と遠藤議員には要望書の手交にもご同行いただきました。

当会は、本県の産業廃棄物税条例が県議会で議決された当時の質疑内容などを絡めながら、法定外目的税である産業廃棄物税を当業界の現場に反映させる事業の充実をお願いしました。

要望の総論は次のとおりです。

- ・本県の産業廃棄物税条例が議決された平成18年2月県議会定例会で、現・森田議長が条例制定に関する代表質問をされた。
- ・その質問で現・森田議長は「産業廃棄物税の目的は、廃棄物処理法などに基づく規制的手法だけでは推進できない産業廃棄物の再生利用促進などのために、税という経済的手法を導入して、産業廃棄物の3Rを促進し、循環型社会の形成を目指すことにある。」と論じられた。
- ・条例制定から20年近く経過した今年（令和6年）5月、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立した。これまで、私たちの業界は規制の中にいた。しかし、これからは、資源を製造していくことが私どもの役割である。
- ・県は今こそ、森田議長が論じられた循環型社会形成のための税という経済的手法を、私どもの業界に集中導入して加勢し、伴走支援すべき時である。
- ・県執行部には、ぜひ、今に必要な要望内容の実現を願う。

今後は当会政策研究会（P12参照）が主体となり、自らの社会的使命や社会が求める産業資源循環産業を、自らが政策的に考え検討し、実現に向けた行動を創造・加速・拡大していくため、県政及び国政への提言や要望活動を続けてまいります。

【意見交換会】

- 開催日 令和6年9月10日（火） 午後2時から
- 場 所 山形県議会棟 議長応接室
- 出席者 県議会 森田 廣 議長 小松伸也 議員
柴田正人 議員 遠藤寛明 議員
- 県執行部 安孫子恵子 環境エネルギー部循環型社会推進課長
後藤忠史（同課） 廃棄物対策主幹
- 当会 会 長 鈴木 隆（株式会社クリーンシステム 代表取締役）
副 会 長 伊藤泰志（株式会社ミツワ企業 代表取締役）
（同） 青山 武（環清工業株式会社 代表取締役）
（同） 大場宏利（株式会社大場組 代表取締役）
専務理事 丹野善将（タンノ清掃興業株式会社 代表取締役）
（同） 尾形啓一郎（尾形興業有限会社 代表取締役）
（同） 井上洋輔（東北クリーン開発株式会社 代表取締役）



森田議長 冒頭のご挨拶



【要望書の提出】

- 開催日 令和6年9月10日(火) 午後3時30分から
- 場所 山形県環境エネルギー部長室
- 出席者 県議会 森田 廣 議長 遠藤寛明 議員
県執行部 高橋 徹 環境エネルギー部長
遠藤 和之(同部) 次長
安孫子恵子(同部) 循環型社会推進課長
後藤忠史(同課) 廃棄物対策主幹
当 会 会 長 鈴木 隆 ほか副会長、専務理事(前記、意見交換会に同じ)



前列左から当会 尾形専務理事、鈴木会長、
県 高橋部長、森田議長、遠藤議員
後列同、当会 丹野専務理事、大場副会長、
青山副会長、伊藤副会長、井上専務理事

【県の総括回答】

廃棄物の衛生的な処理は、快適な県民生活を維持し、経済を支えるために必要不可欠な業務であり、まさにエッセンシャルワーカーとして強い使命感をもって御尽力いただいていることに、改めて深く感謝申し上げます。

産業廃棄物税につきましては、産業廃棄物排出者を納税義務者とし、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を促進するために導入し、導入以来、山形県循環型社会形成推進計画の3つの柱に関する施策に充当しながら、ごみゼロやまがた県民運動、リサイクル産業の振興、廃棄物の適正処理、不法投棄の防止など、循環型社会の形成に取り組んでまいりました。

今後とも、貴協会並びに貴協会会員事業者の皆様の御理解と御協力をいただき、産業廃棄物の適正処理とリサイクルの推進、ひいてはサーキュラーエコノミーを推進していきたいと考えております。

【要望項目への個別回答（抜粋）】

抜粋1 既・3R研究開発・施設整備事業費補助金の増額と用途拡充等

（要望内容）

令和5年度予算において、施設整備事業費補助金の限度額が引き上げられたが（500万円→1,000万円）、廃プラスチックの MATERIAL・サーマルリサイクルに要する既存施設の更新・改修などは1億円以上が一般的であり、納品や工期も複数年度化している。

ついては、次のとおり要望する。

ア 物価高騰を踏まえた限度額の更なる増額（2,000万円以上）

イ 既存施設の更新・設備改修（処理能力の向上等を含む）などを含めた対象事業の拡充

ウ 対象事業の複数年度化

エ 県産業廃棄物税基金により県循環型社会推進課などに配置される“3R推進環境コーディネーター”による専門的な事業コーディネートの一層の充実（申請手続きなどの支援を含む）

（県の回答）

貴協会からの御意見等を踏まえ、令和5年度から補助上限額を500万円から1,000万円に引き上げております。（略）

当該補助金の交付状況につきましては、令和5年度は2件でしたが、令和6年度は4件の応募があり、全て採択となっております。その4件のうち3件は、産業廃棄物処理事業者からの応募でありました。

更なる拡充については、限られた財源の中での検討が必要となりますが、事業者の皆様からの御意見をお伺いし、具体的なニーズをお聞きしながら、制度のさらなる利便性向上に向けて検討してまいります。（略）

今後とも、県で配置しております「3R推進環境コーディネーター」が企業を訪問し、事業者からきめ細かく情報や希望を聴き取ったうえで、ニーズを把握し、課題解決に向けた助言や情報提供などを行い、事業者を支援してまいります。

抜粋2 廃棄物の適正な処理／排出事業者責任の指導徹底

（要望内容）

法令上、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（産業廃棄物）を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。（排出事業者責任）

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはない。排出事業者の認識不足による不適正事案を未然に防ぐとともに、物価高騰や賃上げに適切に対処するための価格転嫁への理解を促すため、排出事業者への廃棄物処理及びリサイクルに対する指導が必須と考える。

他県では、県が主催して排出事業者向け研修会を開催するなど指導に務めているが、本県では自らの取り組みは見られない。本県の指導に対する考え方と、今後の対応について拝受したい。

（県の回答）

県ではこれまでも必要に応じ、排出事業者向け研修会や説明会を行うとともに、業界団体から研修会への講師派遣の申し出があった場合には、適時対応しております。また、企業などから出前講座の講師派遣依頼があれば対応してきております。（略）

今後とも、必要に応じ適切に対応してまいります。

山形県環境エネルギー部
部長 高橋 徹 様

一般社団法人山形県産業資源循環協会
会長 鈴木 隆

令和7年度予算等に関する要望書

当協会が目的とする本県の産業廃棄物の適正処理と再生利用の推進などにつきまして、日頃から御指導を賜り厚くお礼申し上げます。

また、県知事から協力要請のありました7月25日からの大雨被災に伴う市町村の災害廃棄物処理に関しましては、適正に対処中であることを御報告申し上げます。

さて、近年、社会経済の動向や私ども産業資源循環業界を取り巻く環境は大きな変革を遂げ、地球温暖化による気候変動をもととした大規模災害の発生や人口減少問題による廃棄物の減少、より高度なりサイクルへのチャレンジ、持続可能な循環経済の創生、動脈業界と私ども静脈業界との連携など、次の時代を見据えた対応が急務となっております。

つきましては、私どもの業界に対する令和7年度県予算を絡めた施策にあっては、更なる災害廃棄物処理への対応力の向上、そして山形県循環型社会形成推進計画の施策実現の加勢などを踏まえ、山形県産業廃棄物税基金などを財源とした施設整備補助金の一層の増額などを図られるよう、下記のとおり要望いたします。

記

1 資源の循環を担う産業の育成等

(1) 物価高騰等への対応と適正処理の効率化等への支援

- ① 既・3R研究開発・施設整備事業費補助金の増額と使途拡充等
(前記、抜粋1のとおり)

- ② カーボンニュートラルやまがた県民運動の普及促進
(内容)

産廃収集・運搬のハイブリッドトラックやハイブリッド塵芥車の導入時における通常車両価格との差額などの補助。

(2) 産業資源循環業界の振興

当業界の人材確保のための環境整備や人材育成、業務効率化のためのDX化促進などに関する当業界に特化した補助金の新設。

- ① 環境整備・DX化促進等補助金の新設
(内容)

・処理施設敷地内の舗装化、電子マニフェストや電子契約、AI配車システムの導入促進、許可講習会(修了試験)の申込みと受講のデジタル化への対応など、当業界に特化した環境整備やDX推進の補助金の新設を要望する。

・特に、山形県産業廃棄物税の徴収などに必須である産業廃棄物運搬車両の重量を計測する設備（トラックスケール／付属する電子処理システム機器を含む）の新規導入、更新・改修に要する費用も対象にすることを要望する。

② 既・産廃処理業従事者資質向上セミナー（当協会に委託）の拡充

（内容）

若手職員を対象とした産業廃棄物処理業に関する基礎知識を学ぶ研修会内容の既・委託事業への組み入れを要望する。

③ キャリア形成の促進

（内容）

女性、若者、中途採用者の産廃関連資格取得費用の補助金の新設を要望する。

④ 女性就業環境の整備

（内容）

女性専用トイレ・更衣室・シャワールームなどの施設整備、女性用作業服などの物品整備費用の補助金の新設を要望する。

2 廃棄物の適正な処理

(1) 排出事業者責任の指導徹底

（前記、抜粋2のとおり）

(2) 最終処分場の計画的管理

第3次山形県循環型社会形成推進計画（R3～R12）に、令和12年度において、要最終処分量の10年分程度を確保できるよう計画的な管理を行うとの考え方を示している。

一方、現施設は、あと10年で満杯の現状にあるとの見方も示している。（山形県広報誌 令和4年3月号）。

昨年の本要望では、令和12年度までに、どのような施策を、どのようなスケジュールで講じるのかの意見交換を求めたが、民間施設事案が絡むことを理由に拒否された。

しかし、県内複数の民間施設が絡む案件であるがゆえに、各々の事業拡大などのためには確かな経営計画の策定が必須である。

意見交換の場を設けないなら、県外の産業廃棄物の搬入を全体の2割に抑えるよう指導している現在の県の対応について、その数値的根拠を示すとともに、抑制の必要性と抑制率の見直し、そして抑制の法的強制力について拝受したい。

(3) 災害廃棄物の処理等への事前の備えの確認

本件について、県循環型社会推進課長名で令和6年5月27日付け書面（災害廃棄物仮置場の予定箇所や災害廃棄物処理の協力事業者の確認等）が各市町村担当課長などに発せられた。

ついては、県として当該書面に関して、市町村を直接訪問するなどして具体的な指導をされたのか。

当会は、平成19年2月、県と地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結した立場として拝受したい。

併せて、山形県災害廃棄物処理計画では、県の役割を「市町村、民間事業者団体等と一連の業務について調整機能を担う。ただし、市町村が、自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要に応じて県が処理主体となり、廃棄物処理を実施する。」としているが、この度の7月25日からの大雨被災に伴う災害廃棄物処理にあつて、具体的にどのような調整を行ったのか拝受したい。



スタートアップ(新入・若手実務者)研修会の開催



令和6年8月27日(火)、天童ホテル(天童市)において、スタートアップ研修会を開催しました。本研修会は、会員企業における入社5年目程度までの実務者を対象とし、青年部会からの協力を得て開催したものです。今回で3回目の開催となりました。

会員企業から3人の先輩方を講師に招き、仕事への向き合い方や体験談をお話しいただいたほか、ビジネスマナー研修では、実務に活かせる挨拶の仕方や名刺交換の学習体験が行われ、最後に廃棄物の基礎知識や普通の業務などについて分かりやすく解説いただきました。改めて自身の業務を見直す良い機会となったようです。

中小企業の多い産廃処理業界では、自社研修の実施は容易ではなく、今回も多くの方に参加いただき、たいへん有意義な研修会となりました。



株式会社モリヤ 森谷 氏

日 時 令和6年8月27日(火)
会 場 天童ホテル(天童市)
参加人数 27人

第1部 10:10~10:40

「先輩の体験談(仕事への向き合い方等)」

〔講師〕株式会社モリヤ

取締役常務 森谷 浩幸 氏

株式会社クリーンシステム

管理本部 生産部 フロント業務課

課長 高橋加奈子 氏

株式会社クリーンパワー山形

主任 村山 充 氏

第2部 10:50~12:00

「ビジネスマナー研修」

〔講師〕人材育成アカデミーローズレーン

代表 黒田 三佳 氏

第3部 13:00~14:00

「廃棄物処理法入門」

〔講師〕BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明 氏



株式会社クリーンシステム
高橋 氏



株式会社クリーンパワー山形
村山 氏



人材育成アカデミーローズレーン
黒田 講師



BUN環境課題研修事務所
長岡 講師



山形県産業資源循環協会政策研究会 設立総会



令和6年10月17日、山形県産業資源循環協会政策研究会の設立総会が開催され、77人の会員を擁する新たな団体組織としての活動を開始いたしました。

令和6年8月に発起人会を設け、当協会正会員事業所に属する個人の賛同加入を募りながら、山形県議会 森田議長をはじめとする県域4人の議員に顧問への就任を願い、準備を進めてきました。

総会当日は、改めて設立趣意書などが承認決議されたほか、顧問県議の就任委嘱報告の後、御祝辞を賜りました。

『山形県産業資源循環協会政策研究会 顧問』

山形県議会 森田 廣 議員（県議会議長／庄内地域選出）

山形県議会 小松伸也 議員（県議会 前・副議長／最上地域選出）

山形県議会 柴田正人 議員（県議会 予算特別委員会委員長／置賜地域選出）

山形県議会 遠藤寛明 議員（県議会 建設常任委員会委員長／村山地域選出）

令和6年12月16日には、県から令和7年度当初予算要求概要が発表されたことを踏まえ、顧問4議員と伊藤理事長ほか役職理事との意見交換会を行い、再資源化事業高度化法への対応などについて、相互の情報共有にも注力していくことを確認しました。

今後は、この政策研究会 初代理事長 伊藤泰志 氏と一般社団法人山形県産業資源循環協会会長 鈴木 隆 氏の連携のもと、顧問議員のお力を賜るとともに全国産業資源循環連合会政治連盟（会長 藤枝慎治 氏）とも協同しながら、広い視野をもって、県政及び国政への提言や要望活動を続けてまいります。

- 開催日 令和6年10月17日(金)
- 場所 パレスグランデール(山形市)
- 会員数等 総数77名、出席数54名
- 出席顧問 (上記4名)
- 決議事項等

- 1 設立に関する事項
- 2 規約に関する事項
- 3 役員選任等に関する事項

理事 16名（理事長） 伊藤泰志
（副理事長） 鈴木 隆（会計責任者を兼ねる）
青山 武、大場宏利
（専務理事） 丹野善将、尾形啓一郎、井上洋輔
（理事） 丹野一史、村上由和、片桐孝志、森谷昌弘、斎藤 健
佐藤賢太、黒澤武利、丹治正彦、渡部元博

監事 1名 五十嵐 誠

- 4 令和6年（設立初年）の事業計画及び収支予算に関する事項
- 5 顧問の委嘱に関する報告、顧問祝辞





伊藤理事長 就任挨拶
(株式会社ミツツ企業 代表取締役)



顧問委嘱報告・就任ご挨拶
左から山形県議会 森田議長、小松議員、柴田議員、遠藤議員



森田顧問 ご祝辞
(山形県議会議長)

山形県産業資源循環協会政策研究会 設立趣旨

私たち産業廃棄物処理業許可業者は、法令に基づき、産業廃棄物の持続可能な資源循環や適法・適正な処理を常に継続して行うことが求められてきておりました。

しかし、近年、私たちを取り巻く社会情勢は、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行や今国会で成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和6年5月22日成立）等により、我々の置かれている静脈業界と排出事業者で構成される動脈業界のアライアンス（企業連携）が強く求められる時代となりつつあります。

その転換期の中、世界情勢の混乱、資源・物価の高騰、円安基調、高齢化社会、頻発化している災害等を背景に、慢性的な人手不足をはじめ大変厳しい企業環境となってきました。

このような現状を踏まえ、一般社団法人山形県産業資源循環協会では、令和5年度より山形県環境エネルギー部長に、山形県産業廃棄物税を財源とする当業界への支援策の拡充等、時代に即する関連した”要望書”を手交してきたところでもあります。

全国に目を向ければ、公益社団法人全国産業資源循環連合会や後に設立した全国産業資源循環連合会政治連盟でも、政府に対し、業界の社会的地位向上や人材確保等、様々な要望活動を行っております。

ついでに、私たちは、今、自らの社会的使命や社会が求める産業資源循環産業を、自らが政策的に考え検討し、実現に向けた行動を創造・加速・拡大していくことが望まれます。

ここに「山形県産業資源循環協会政策研究会」を設立し、県内外の産業資源循環業界の抱える法や制度面の課題解決を含め、取り組んでまいりたいと考えます。

令和6年10月17日

設立発起人会 代表 鈴木 隆

〔設立発起人会〕

鈴木 隆、伊藤 泰志、青山 武、大場 宏利、丹野 善将
尾形啓一郎、井上 洋輔、片桐 孝志、斎藤 実、渡部 元博



7月25日からの大雨被災に伴う災害廃棄物処理



本県は、令和6年7月25日から最上、庄内地域を中心に記録的大雨に見舞われました。県内の半数近い16市町村に継続的な救助を必要とする災害救助法が適用され、住家浸水等の建物被害は17市町村で約2,500棟に上りました。

家財等の災害廃棄物が広域で大量に発生（推計14,000トン／R6.12.23 山形県公表値）し、8市町村に仮置場が設置され、内3市町村の処理について、県から当会に「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づく協力要請がなされました。

当会は地元を主とした延べ27会員事業所で稼働体制を組み、対処してまいりました。



遊佐町仮置場 あぼん西浜南側 R6.9.3

〔当会の受託体制等〕

処理は、未だ2市町で継続中ですが、体制を組んでの業務受託の下地となったのは、令和5年度に当会が青年部会（部会長 遠藤一生 氏／当時）の協力を得て行った災害廃棄物処理に関する協力確認等調査と、全産連地域協議会における対応経験の情報共有です。

調査は、通常業務と並行しての受託の可否、保有車両・重機数、処理・処分可能品目、処理単価等について、全会員の半数以上からの回答を集約してデータベース化したほか、山形市との支援協定締結（令和5年8月）による実働に備えて策定した「山形市からの協力要請に対する行動計画」の基礎資料等として活用しました。

これらのデータ、行動計画を応用して市町村毎の稼働体制を組めたこと、その稼働体制を統括できるノウハウを持つ会員（中間処理）事業者の協力を得られたこと、そして他県協会から稼働時の統括体制情報の提供を受けていたことが、この度の受託対応の下地となりました。

〔災害廃棄物（一般廃棄物）処理の課題〕

受託当初は、終了時期を“降雪前まで（令和6年11～12月まで）”として取り組みましたが、延長せざるを得ない状況となりました。その主たる理由は、廃掃法上、災害廃棄物が一般廃棄物に区分されることです。一般廃棄物は各市町村区域内で処理することが基本とされています。しかし、日常の生活ゴミとは全く異なる種別のゴミが大量に発生する災害時の廃棄物を、広域処理施設を含めた単一市町村内で処理することは極めて困難です。各市町村の行政規模や地理的条件などから所在する民間処理施設も限られ、廃棄物を適材適所で処理するには広域的な処理にならざるを得ません。区域を超えた処理には、廃掃法上、搬入元の市町村から搬入先の市町村への事前通知が必要とされていますが、実際は事前の協議承認が求められます。これにより“搬入先の会員施設を手配したにも関わらず、その施設が所在する市町村の協議承認が得られず搬入できない。”という事態が生じ、大きなタイムロスとなりました。中には、2011年（平成23年）3月の東日本大震災対応時に政府等から発せられた放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理通知に、いまだに準じてか、自らに同じ県内市町村間であるにも関わらず、成分測定や搬入後の責任を問う協定の締結、協力金の納入など様々な条件を課す自治体がありました。

当会の受入施設等はいずれも山形県知事から認定を受けた優良産廃処理業者であり、汚染の懸念があれば当然に自らが判断し、的確に対処する事業者であります。県には、この優良認定制度自体に社会的信頼度を上げる取り組みを願いたいところです。

絡めて当会では、“頻繁な大規模災害の発生が懸念される今、県内市町村間の協議でタイムロスしている状態では県政が謳う一日も早い復旧・復興につながらない。”として、県に自治体間の連携見直しを強く求めたいと考えます。

『7月25日から的大雨被災に伴う災害廃棄物処理への協力状況』(注)酒田市、遊佐町の処理数量は業務終了まで変動あり。

① 鮭川村（令和6年7月31日付け書面／県知事から会長宛て協力要請）

- ・建物被害 195棟（令和6年12月23日付け県公表資料から引用。以下の市町に同じ）
- ・稼働会員 最上共同クリーン株式会社（所在地：鮭川村）等 計3会員
- ・処理状況 仮置場（1か所）から広域処理施設等への収集運搬（村内巡回収集もあり）
- ・処理数量 約300トン
- ・処理終了 令和6年9月30日

鮭川村仮置場（旧鮭川中学校跡）



R6.8.3



R6.9.12



R6.9.30

② 酒田市（令和6年8月1日付け書面／県知事から会長宛て協力要請）

- ・建物被害 1,205棟
- ・稼働会員 株式会社渡部砂利工業所（所在地：酒田市）等 計9会員
- ・処理状況 仮置場（5か所）から広域処理施設等への収集運搬（破碎機械による前処理含む）
廃油処分、不燃系廃棄物の埋立処分 等
- ・処理数量 約1,600トン（前処理 約1,000トンを含む）
- ・処理終了 令和7年3月

酒田市仮置場



ニウトトラック松山第四駐車場 R6.8.7



一條コミュニティセンター敷地内 R6.8.23



(同上) 松山第三駐車場 R6.9.11



旧酒田工業高校跡地 R6.9.20



旧八幡斎場 R6.9.12

③ 遊佐町（令和6年8月1日付け書面／県知事から会長宛て協力要請）

- ・建物被害 314棟
- ・稼働会員 株式会社幸輪（所在地：遊佐町）等 計15会員
- ・処理状況 仮置場（2か所）から広域処理施設等への収集運搬（バックホウフォークでの破碎前処理含む）
廃油処分、不燃系廃棄物の埋立処分、仮置場閉鎖整地作業 等
- ・処理数量 約1,400トン
- ・処理終了 令和7年3月

遊佐町仮置場 サン・スポーツランド遊佐駐車場



R6.8.7



R6.8.7



R6.8.18



R6. 10. 19



R6. 12. 14

遊佐町仮置場 あぼん西浜南側



R6. 9. 3



R6. 9. 13



R6. 10. 19



R6. 12. 14



「やまがた環境展2024」の開催



やまがた環境展は、地球温暖化対策や自然との共生、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）に関する学び・啓発の場を提供することで、参加者一人ひとりが環境保全に関する理解を深め、自らのライフスタイルを見直す契機とし、循環型社会の形成及びカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進することを目的として毎年開催しています。

今年度は、「みんなの地球（あす）のために、環境やまがた2024」をテーマに、令和6年10月19日（土）・20日（日）の2日間、山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」（山形市）で開催しました。

当日は、県や一般社団法人山形県産業資源循環協会等の主催団体をはじめ、県内の46の企業・団体が出展し、家庭でできる省エネ、再生可能エネルギー設備、リサイクル認定製品などの展示のほか、環境に配慮しガソリン等ではなく電気により稼働するミニショベルの操作体験や山形大学と連携した3Rワークショップ、学生ボランティアによるカーボンニュートラルに関するワークショップなど体験型企画を実施しました。また、元女子モーグル日本代表 上村愛子氏による「昨今の雪山から感じる環境への意識」をテーマにしたトークショーや、水素を燃料とする燃料電池自動車の展示や水素の実験ショーなどを行い、多くの家族連れなどに楽しみながら環境に対する理解を深めていただきました。

やまがた環境展は、平成15年度の「環境産業まつり」に始まり、今回で22回目の開催となりましたが、この間、私たちを取り巻く環境は大きく変容しており、また、環境に対する知識や技術も進歩してきています。これからも、時代に沿ったやまがた環境展を企画運営し、環境保全に関する啓発活動を展開してまいりたいと考えておりますので、皆様方の変わらぬ御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「やまがた環境展2024」の開催に御協力いただいた関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課長 安孫子 恵子
(やまがた環境展実行委員会事務局長)



テープカットの様子



ミニショベルの操作体験



山形大学工学部松嶋研究室ワークショップ



かえっこバザール



リサイクル認定製品等の展示

「やまがた環境展2024」の開催

- ・テーマ 「みんなの地球（あす）のために、環境やまがた2024」
- ・期 日 令和6年10月19日（土）から10月20日（日）まで 2日間
（延べ来場者数 1万8千人）
- ・会 場 山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」（山形市）
- ・主 催 やまがた環境展実行委員会
（構成団体：山形県、一般社団法人山形県産業資源循環協会等）

当会では村山支部と青年部会、そして当会理事 山形大学大学院理工学研究科 遠藤昌敏 教授のお力添えによる同工学部 松嶋研究室（大学院理工学研究科 松嶋雄太 教授）の方々に、特設ブースの設営・運営にご尽力いただきました。

村山支部と青年部会では、産業資源循環・リサイクル工程、当会を特集掲載した月刊情報誌「ZERO23 10月号」のパネルの展示を行ったほか、当会賛助会員 コマツ山形株式会社 様のご協力で、ミニショベルの操作体験を行い、多くの会員事業所で日々実動させる油圧ショベルの役割を子ども達や親御さんに発信しました。



ミニショベルの操作体験

松嶋研究室では、「身近なものを使って電気を作ろう」と題し、『備長炭電池づくり』『コイルモーターづくり』そして『ぶんぶんごま』を、学生さんの協力もいただきワークショップとして出展いただきました。

当会では、引き続き産学連携した循環型社会形成への取り組みを進めてまいります。



備長炭電池づくり



山形大学工学部 松嶋研究室



コイルモーターづくり

○村山支部の報告

村山支部は、循環型社会の形成や環境問題解決に向けた各企業の処理、リサイクルへの取り組みをパネルにて展示し、来場者の方々へ私たちの活動を通して、廃棄物の適正処理や再生可能エネルギーの重要性を説明しました。

今後も循環型社会の確立及びカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みや情報を発信し、より多くの皆様に身近に感じ、関心を持っていただけるように活動を続けてまいります。

村山支部事務局長 大宮拓也（株式会社クレンズ興産 専務取締役）



リサイクル工程のパネル



村山支部・青年部会

○青年部会の報告

当部会では、廃棄物処理とリサイクル工程等のパネル展示、ミニショベルの操作体験コーナーを行いました。

操作体験コーナーは、特にお子様からの人気が高く、また幅広い年齢の方々に展示を見ていただくことができました。

ご協力いただいた皆様のおかげで環境展をとおして当会の活動を広く周知できたと思います。

今後もより多くの方に当部会の活動と環境問題に関心を持ってもらえるよう活動を続けてまいります。

青年部会 幹事 黒澤賢史（株式会社クリーン総業 取締役 総務・営業部長）



ミニショベルの操作体験



月刊情報誌「ZERO23 10月号」 当会特集ページ



福島県協会との合同視察研修会 —安全衛生委員会事業報告—



当会の安全衛生委員会（委員長 片桐孝志 氏）は、令和6年9月に福島県産業資源循環協会の同委員会と合同の視察研修会を開催しました。

当会員施設、東北クリーン開発株式会社 北ノ沢事業所を訪ね、同社代表取締役 井上洋輔 氏（当会青年部会長）から労働災害防止への取り組みなどの説明を頂戴し、施設内を視察しました。

その後会場を移動し、視察事例等を参考に労災件数ゼロを目指すための意見交換を行いました。

サーキュラーエコノミーの推進が国家戦略として謳われる今、動脈側に信頼される資源を提供する役割にある私どもの業界は、もはや安全衛生の徹底は当然のことであり、そのために業界全体の意識改革を推進する必要性などが意見されました。

- 1 期 日：令和6年9月13日（金）
 - 2 視 察：東北クリーン開発株式会社 北ノ沢事業所(山形県中山町)
サーマルリサイクル施設、破碎施設、安定型最終処分場
 - 3 意見交換：天童温泉「美味求真の宿 天童ホテル」(山形県天童市)
- ※ 参 加 者 山形県協会安全衛生委員会 片桐孝志 委員長ほか 計5人
福島県協会安全衛生委員会 渡部伸久 委員長ほか 計5人



意見交換会で挨拶する片桐委員長



施設内を説明する
井上代表取締役



令和6年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰 受賞

株式会社クリーンシステム

安全委員会事務局長 塩野 昌俊 氏

当会安全衛生委員会の研修会等で講師を務められてきた塩野昌俊氏が、当会及び全国産業資源循環連合会の推薦を経て大臣顕彰を受賞しました。

高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優良な職長であり、地域での安全活動の活性化にも貢献されたことが高く評されました。

引き続き当会事業に御協力願うこととしております。





宮城・山形青年部会合同チャリティーゴルフコンペの開催



令和6年9月26日（木）に仙台市内においてチャリティーゴルフコンペを開催しました。宮城と山形の青年部会18人が参加し、プレーを通じ交流を深めました。

本コンペで集まった基金は、NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会に寄付いたしました。



右 山形県青年部会長 井上洋輔氏（東北クリーン開発株）
中央 宮城県青年部会長 宮本征史氏（宮本産業株）



青年部会SDGs活動



令和6年10月19日（土）、山形国際交流プラザ「山形ビックウイング」において、やまがた環境展2024の開催前に青年部会7人が参加し、会場周辺の清掃活動を行いました。

短時間の活動でしたが、環境展にふさわしいクリーンな会場づくりに貢献しました。



全国産業資源循環連合会青年部協議会 第14回カンファレンス



報告：青年部会副部会長（天童環境株式会社 常務取締役） 片桐 一樹

2024年11月24日に愛媛県松山市において、全国産業資源循環連合会青年部協議会第14回カンファレンスが開催されました。当協会青年部会からは、井上部会長、渡邊副部会長、私の3名で参加をさせていただきました。会場はANAクラウンプラザホテル松山にて、四国ブロック様、愛媛県協会青年部の皆様のご尽力により、全国47都道府県から部会長と副部会長をはじめとするオブザーブメンバー総勢150名程が参加する盛大な開催となりました。

今回のカンファレンスは二部構成となっており、第一部では、環境副大臣の中田 宏 参議院議員をお迎えし、講演をいただきました。中田先生のこれまでの歩みをお話いただき、青年時代から環境分野に強い関心をおもちになり、20代に経験した廃棄物処理現場の实情やご経験、また横浜市長時代のごみ削減の取り組みを経て、国政でのご経験、また、近年の環境意識の高まりから、「経済＝環境」をキーワードに、今後環境分野は



国家の重要な経済政策の一つとして考え、資源循環の高度化など先進的な取り組みが必要との内容でお話いただきました。第二部では、中田先生の講演を主題に、部会長グループとオブザーブグループに分かれてグループディスカッションを行いました。オブザーブグループは、東京・大分・香川・福井・山形のメンバーで活発な議論を交わしました。その後、山形県メンバーで再度議論を交わし、当協会としての部会長の心構え、副部会長として部会長をどう支えるか、どう組織を盛り上げていくか、どう地域と密接に関わり合うかという課題解決に向け、情報収集委員会を発足することとしました。

カンファレンスの最後に抽選で4県が発表し、山形県はトップバッターで全員の前で発表を行いました。

その後の懇親会では、北海道・東北ブロックメンバーを中心に、全国の青年部メンバーと交流を図り、今後につながる大変有意義な機会となりました。



青年部会視察研修



報告：青年部会幹事（株式会社クリーン総業 取締役 総務・営業部長） **黒澤 賢史**

2024年11月26日、愛媛県松山市において、青年部会の視察研修が行われました。15名が参加し、城東開発株式会社様を視察しました。

城東開発株式会社様からは取締役部長 児玉誠一郎 様、リサイクル事業部 玉井 純 様、広報・マーケティング部 武田里桜 様にご対応いただきました。



城東開発株式会社様は中間処理から最終処分まで幅広く手掛けており、我々は中間処理場である湯山柳リサイクルセンターを見学させていただきました。

同センターは四国最大級の選別施設であり、廃棄物は徹底的な選別を経て各品目に分別され、多くがリサイクル品として出荷されます。その出荷量は年々増えているとのことでした。

また同じグループ会社のJ-FIRST株式会社様では解体を行っており、そちらからの廃棄物も受け入れており解体から処分まで一貫した処理が可能で、海洋ゴミ問題にも強く取り組んでいました。

地元の高校生と一緒に海岸の清掃活動をしたり、潮の流れで発泡スチロール製のゴミが大量に溜まってしまったのを処理するため発泡スチロールの減容機を現地に貸し出しして効率的に発泡スチロールを回収したりしているそうです。



地域との交流としてイベントにも出展し、廃プラスチックを使ったキーホルダーづくりを体験してもらうことも行っていました。

こういった地域を大事にする取り組みもあり今日の規模にまでなられたのだと思い、大変感銘を受けました。

質疑応答の場では数多くの質問が寄せられ、活発な意見交換を行うことができました。

城東開発株式会社のみなさまにはご丁寧に対応いただき、非常に実りのある視察研修となりました。



山形県循環型産業に係る人材育成セミナーの開催



令和6年10月24日（木）、パレスグランデール（山形市）において、山形県循環型産業に係る人材育成セミナーを開催しました。

本研修会は、産業廃棄物の排出から再資源化・最終処分まで、処理全体での適正処理・3Rとカーボンニュートラルへの取組みの推進を図るとともに、社会インフラとして重要な役割を担う本業界の社会的地位向上を図ることを目的に、現場のリーダー的役割を担う中間管理職等の方を対象として企画開催したものです。

講師には、株式会社ミダックホールディングス 代表取締役社長 加藤恵子 氏を招き、自社（産廃会社）を東証一部に上場させる過程、廃棄物処理業におけるSDGsの組織経営についてご講演いただきました。

講演終了後のアンケートでは、「現状を知り、先を見据え、次はどのようにすると良いか考える事が大切だと改めて思う。」「大変貴重な講演であった。」などの回答がありました。

日 時 令和6年10月24日（木）
会 場 パレスグランデール（山形市）
テ ー マ 「女性税理士が産廃会社を東証一部に上場させるまで」
～廃棄物処理業の社会的意義とSDGsの組織経営～
株式会社ミダックホールディングス（静岡県浜松市）
代表取締役社長 加藤恵子 氏
参加者数 53人



株式会社ミダックホールディングス
代表取締役社長 加藤恵子 氏





— 山形県環境エネルギー部循環型社会推進課からのお知らせ —

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」について

令和6年5月29日に公布された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」(以下「法」という。)について紹介します。

1 目的

効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。(法第1条)

2 廃棄物処分業者の判断基準

- (1) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を環境省令で定めるものとされています。(法第8条)
- (2) 環境大臣は、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施を促進するため必要があると認めるときは、廃棄物処分業者に対し、再資源化事業等の高度化について必要な指導及び助言をすることができます。(法第9条)
- (3) 環境大臣は、特定産業廃棄物処分業者^{*}の再資源化の実施の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができます。(法第10条第1項)

※ 産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの

- (4) 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合において、再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは、中央環境審議会の意見を聴いて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。(法第10条第2項)

3 認定制度

類 型	高度再資源化事業 (法第11～15条)	高度分離・回収事業 (法第16～19条)	再資源化工程の高度化 (法第20条～21条)
概 要	需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業の実施に関する計画を認定	廃棄物から高度な技術を用いた有用なものとの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業の実施に関する計画を認定	廃棄物処理施設の設置者が行う、再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入に関する計画を認定

類 型	高度再資源化事業 (法第11～15条)	高度分離・回収事業 (法第16～19条)	再資源化工程の高度化 (法第20条～21条)
例	ペットボトルの水平リサイクル等	廃太陽光パネルのガラスと金属の完全リサイクル、使用済み紙おむつリサイクル等	AIを活用した高効率資源循環等
廃棄物処理法の特例	収集運搬業、処分業の許可を受けずに収集運搬又は処分を業として実施できる。また、施設設置許可を受けずに施設を設置できる。	処分業の許可を受けずに処分を業として実施できる。また、施設設置許可を受けずに施設を設置できる。	設備の導入について、処理施設変更許可を受けたものとみなされる。

4 再資源化の実施の状況の報告等

特定産業廃棄物処分事業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量、その再資源化を実施した数量等を環境大臣に報告しなければなりません。
(法第38条)

5 施行期日

- (1) 基本方針・廃棄物処分業者の判断基準に関する規定
公布の日から9ヶ月以内で政令で定める日から
- (2) その他の規定
公布の日から1年6ヶ月以内で政令で定める日から

6 その他

- (1) 国は、法第41条により、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとされており、資源循環への投資促進のため、令和6年度から3年間で300億円の予算を見込むなど、必要な支援を実施することとしています。
- (2) 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者には、毎年度環境省への報告義務が課されますので、今後示される政令、環境省令の内容に留意が必要です。

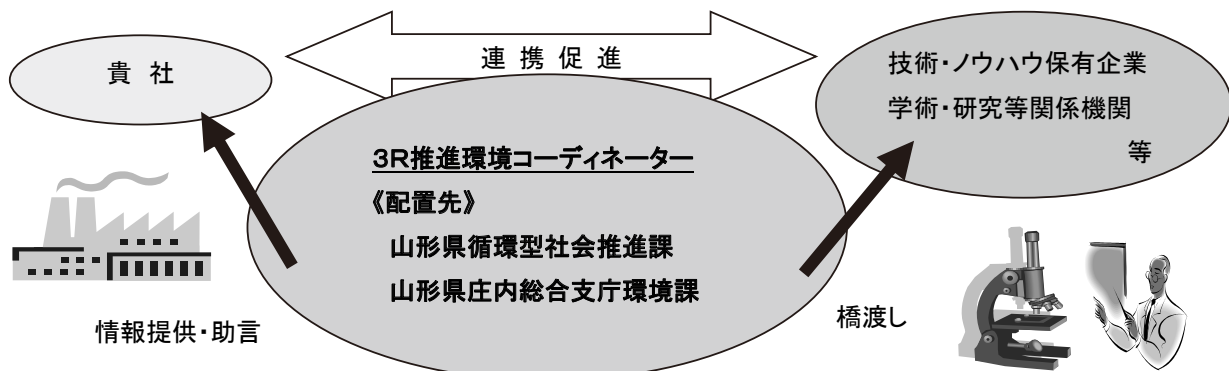
3R推進環境コーディネーターをご活用ください！

県では、県内企業に対して、3R（発生抑制Reduce・再使用Reuse・再生利用Recycle）推進に向けた環境に関する情報提供や助言、課題解決の橋渡し等を行う「3R推進環境コーディネーター」を配置し、企業の皆様の3Rの取組みを支援しています。

3R推進の実例や環境整備等についての広範な知識を有するコーディネーターが、処理業者や排出事業者、リサイクル企業等への次のような支援を行います。

ご相談はすべて無料です。お気軽にお問い合わせください。

1	企業の課題やニーズの情報収集を行い、その改善や問題解決に向けて必要な助言、情報提供等を行います。
2	企業、行政、学術研究機関等の持つ情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、環境課題に取り組む活動を支援します。
3	複数の企業や学術研究機関等が連携することで環境問題を解決できるよう、その連携活動の立ち上げ支援や具体的な課題解決を支援します。



具体的支援例

相談・コーディネート機能

- 企業の実状に応じた減量・リサイクルに関する効果的なアドバイスをを行います。
- 企業間の資源循環のコーディネートを行います。
- リサイクル技術導入促進のための相談を行います。

研究開発促進機能

- リサイクル技術導入促進等のための情報提供、相談・コーディネートを行います。
- 排出事業者、産業廃棄物処理業者、大学・研究機関をつなぐネットワークを構築します。
- 県や国等の助成制度情報を提供し、事業者等が活用するための支援を行います。
- 産学官連携による減量・リサイクル技術に係る研究開発を促進します。

【お問合せ先】

◎山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 3R推進環境コーディネーター

〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1

電話：023-630-3044 ファックス：023-625-7991 電子メール：yjunkan@pref.yamagata.jp

◎山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 3R推進環境コーディネーター

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

電話：0235-66-5068 ファックス：0235-66-4749 電子メール：yshonaikankyo@pref.yamagata.jp

※どちらにご連絡いただいても対応いたします。

「もったいない山形協力店」おいしい食べきりキャンペーンを実施しています

日本での食品ロス（まだ食べられるのに廃棄されている食品）は、1人1日当たりおにぎり約1個分（約103グラム）、1年間で約472万トンとされています。（農林水産省・環境省「令和4年度推計」より）

食品ロスは、食品の生産や流通に要したエネルギーを無駄にするだけでなく、廃棄の際には運搬や焼却で余分な二酸化炭素（CO₂）を排出することになるため、環境面からもその発生を抑制していくことは大切です。

県では、食品ロス削減などに取り組む飲食店、宿泊施設、小売店・スーパーを「もったいない山形協力店」として登録し、環境にやさしいお店として県ホームページで紹介しています。

また、1月31日まで、「もったいない山形協力店」おいしい食べきりキャンペーンを実施しています。これは、協力店の飲食店や宿泊施設に設置している卓上POPから、専用フォームにアクセスして食品ロスに関するアンケートに回答していただいた方に、抽選で景品を進呈するものであり、参加したお客様が食品ロスについて考えるきっかけとしていただくものです。

ごみゼロやまがた推進県民会議の構成団体である山形県産業資源循環協会、会員企業及び従業員の皆様にも、協力店を利用して食品ロス削減に御協力くださいますようお願いいたします。

「もったいない山形協力店」を利用して
おいしい食べきり
キャンペーンに
参加しよう!

食品ロスの削減は
身近なSDGs

キャンペーン実施期間
2024 12/2月 ▶ 2025 1/31金

山形県産物・農産物振興センター「ごみゼロku」

食品ロスに関するクイズ・アンケートに答えると抽選で景品が当たるチャンス!!

キャンペーンの参加方法

1. キャンペーン参加用QRコードをスキャン!!
2. 店舗の卓上POPからQRコードをスキャン
3. クイズとアンケートに回答
4. 回答することで抽選とまります

1名様、3名様、5名様、10名様

キャンペーン参加時の抽選景品も抽選とまります!!

キャンペーンの詳細については [「山形県 食べきりキャンペーン」](#) 検索

Carbon Neutral Challenge
山形県

— 山形市環境部廃棄物指導課からのお知らせ —

◎不法投棄された廃棄物の原状回復事業を行いました

令和6年8月、山形市上東山地内の山間部に投棄されていたのは、日常生活で使われていた生活用品（こたつ、いす）、家電（冷蔵庫、洗濯機、掃除機、ファンヒーター）、ガラス・陶器片（食器）などで、回収量は約520kgでした。人目に付かない山間部に意図的に捨てられた悪質なケースで、便乗投棄に繋がるおそれがあり、回収作業を行いました。

山形市では、豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいけるよう、不法投棄の撲滅に取り組んでまいります。

山形市内の不法投棄の情報については、不法投棄110番（023-629-0802）までお寄せください。今後も皆様のご協力をお願いいたします。



◎山形市は「デコ活」に取り組んでいます

デコ活とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。

山形市は令和6年1月に「デコ活宣言」を行いました。これは、①脱炭素につながる製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しし、②日々の生活・仕事の中で、デコ活を実践すること、を宣言するものです。

「2050年 ゼロカーボンシティ」の実現に向け、省エネや地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進などを引き続き行いながら、地球温暖化対策への更なる取組を進めていきます。また、「デコ活」を推進し、市民の行動変容、ライフスタイル変革を後押ししてまいります。

 **デコ活**
くらしの中のエコろがけ

【令和6年度秋期「不法投棄防止合同パトロール」を実施しました！】

10月16日から24日まで、村山管内14市町において市・町・衛生組織連合会、一般社団法人山形県産業資源循環協会会員と合同でパトロールを実施しました。貴協会の皆様からも多大なるご協力をいただき、この紙面をお借りしまして改めて感謝申し上げます。

当管内では令和3年7月以降、30㎡以上の大規模な不法投棄箇所はゼロですが、実際パトロールしてみると、河川敷や道路わきの目立つ場所に、家庭で不要になった家具・家電製品やレジ袋に入れたまま捨てられている（いわゆるポイ捨て）事案が散見されました。

これからも監視の目を光らせ、不法投棄ゼロに向け、県民一丸となつてごみのない美しいやまがたを実現していきましょう！



パトロールの様子

【今年度2回目の「村山総合支庁フードドライブ」やります！】

ご家庭で、買いすぎてしまった、あるいはもらったけど使う予定がない、といった食品はありませんか？

村山総合支庁では、「賞味期限はまだあるけど、自宅では食べない・使わない食品」を必要としている世帯などへ提供する「フードドライブ」を8月27日から30日まで村山総合支庁管内（本庁舎、西村山地域振興局、北村山地域振興局及び村山保健所）において、県民及びそれぞれの庁舎に勤務する職員を対象に実施しました。

多くの皆様から食品を提供いただき、613個、重さにして132キログラムの食品が集まり、8月30日に一般社団法人やまがた福わたし（フードバンク活動団体）に贈呈しました。集まった食品は、同団体を通じて食の支援を必要としている方に提供されました。

今年度2回目のフードドライブを1月28日から31日までに実施する予定です。前回（8月）と同じ場所で一般県民及び村山総合支庁職員を対象として進めておりますので、ご協力をお願いします。詳細については、県のホームページでご覧願います。



【ちょっと待って！その機器 **赤信号** かも！】

製造後30年以上が経過した古い電気機器はPCBに汚染されている可能性があり、分析等で確認し、赤信号（低濃度PCB廃棄物）となれば、令和8年度末までに処分しなければなりません！

現在全国で開催されている「PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」では、PCB汚染機器の調査方法や処理方法、具体的な発見事例等について詳しく解説しています。

仙台会場は終わってしまいましたが、東京会場（1月17日）が残っています。説明会では、個別相談会も開催！その他、オンライン説明会、ホームページでのオンデマンド配信もありますので、ぜひご参加ください。

産業廃棄物処理業者の皆様も、PCB廃棄物について正しく理解していないと、ただの「金属くず」だと思って運搬したら、特別管理産業廃棄物の「PCB廃棄物」を運搬することになり、赤信号（無許可運搬）になってしまうかも？引取る前にPCBの有無を必ずご確認ください。

ちょっと待って！

その機器 赤信号かも！

低濃度PCB廃棄物の適正処理はお早めに

低濃度PCB廃棄物の処理は
令和9年(2027年)3月31日までです。

参加費 無料

今年度、経済産業省では全国5都市とウェビナーで、低濃度PCB廃棄物のセミナーを開催します。セミナー受講で人や環境にやさしい社会を実現！

事前申込制

詳しくはWEBから！

PCB 廃棄物説明会

主催：経済産業省、環境省、四国四府、特別管理産業廃棄物（有害物質）コンプライアンス2020
TEL: 03-6312-1661 | Email: info@pcb11.jp

詳しくはWEBから！

PCB 廃棄物説明会 検索

不法投棄監視合同パトロールを実施しました！

県が設定する「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間」にあわせて、5月に続き10月も最上管内8市町村で不法投棄監視合同パトロールを実施しました。

一般社団法人山形県産業資源循環協会最上支部等から多くの方に参加していただき、感謝申し上げます。

皆様のご尽力により、最上管内では大規模な30㎡以上の不法投棄箇所が「0箇所」となっており、最上の美しい景観や豊かな自然を守っていくための取組みを今後も皆様と一緒に進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。



＜パトロール1＞



＜パトロール2＞

フードドライブを実施しました！

「食品ロス削減の日（10月30日）」にあわせて、10月30、31日に最上総合支庁でフードドライブを実施しました。167点122kgの食品が集まりましたので、金山町社会福祉協議会を通して子ども食堂等に提供します。

また、新庄市内の大手スーパー等では1年を通してフードドライブを実施しておりますので、食品ロス削減のため、提供できる食品がありましたら皆様のご協力をお願いします。



＜食品の提供式＞

不法投棄防止啓発用のぼり旗の寄贈

一般社団法人山形県産業資源循環協会最上支部から不法投棄防止啓発「のぼり旗」90枚を寄贈いただき、感謝申し上げます。

不法投棄防止キャンペーンでの使用や不法投棄箇所への設置により、啓発や未然防止のため活用させていただきます。

【今年のポスターコンクールも力作が集まりました】

置賜地域の小中学生を対象に毎年開催しております「廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクール」に、今年は213作品の応募がありました。山形県産業資源循環協会置賜支部様等にご協力いただいた審査の結果、13点の受賞作品が決定し、置賜総合支庁で表彰式を行いました。

受賞作品は置賜地域の商業施設など4か所で巡回展示したほか、やまがた環境展やよねざわ環境フェスで展示を行いました。また、不法投棄防止のための看板や啓発物品にも活用し、子どもたちのメッセージを地域へ広く発信して参ります。御協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。

**【不法投棄防止啓発キャンペーンでゴミゼロへ】**

10月の不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間中に、市町村や警察署、山形県産業資源循環協会不法投棄防止専門部会等の方々と不法投棄監視合同パトロールを実施しました。10月3日のパトロール初日は、置賜総合支庁において出発式を、道の駅米沢において不法投棄防止啓発キャンペーンを実施し、その後米沢市内をパトロールしました。

キャンペーンでは、道の駅を利用するドライバー等に対して、ごみのポイ捨て防止を呼び掛けながら、啓発チラシとポスターコンクール受賞作品を活用したポケットティッシュの配布を行いました。



■海岸クリーンアップへの御協力ありがとうございます！

産学官民の協働組織「美しいやまがたの海プラットフォーム」が『裸足で歩ける庄内海岸』を目指し、広く県民に海岸清掃活動への参加を呼び掛けて行われている「美しいやまがたの海クリーンアップ運動」に、今年も3千人を超える方々から参加していただきました。たくさんの御協力ありがとうございます！

10月に開催した「クリーンアップin湯野浜」では、企業、団体、家族連れなど約340名のボランティアが集結し、ペットボトルや大小のプラスチックごみ、漁網、ロープなど約2.3トンものごみを回収！湯野浜の北側の海岸には大きい漂着ごみも多く堆積していましたが、皆さんの協力によりだいぶきれいにする事ができました。

皆さんで清掃した海岸も、冬期間海が荒れると、また漂着ごみでいっぱいになります（涙）。

きれいな庄内海岸を次世代に継承できるよう、引き続き海岸クリーンアップへの御協力をお願いします。



清掃後の湯野浜。『裸足で歩ける庄内海岸』へ！



クリーンアップin湯野浜より

■災害廃棄物の処理に御協力いただき、ありがとうございます

今年7月25日の大雨により、庄内地域は大規模な災害に見舞われました。この災害により推計でおおよそ7,000トンの可燃、不燃ごみと約2,000台の家電類が災害廃棄物として発生しました。災害に伴って発生したごみは多岐にわたり、市町や酒田地区広域行政組合で対応できない種類のものも多くあり、山形県産業資源循環協会及び会員の皆さまにお願いせざるを得ない状況となりました。法的な制約もあり、普段は産業廃棄物しか取り扱わない処理業者の方々に一般廃棄物の処理をお願いするという事で、たいへんな御迷惑をおかけしましたが、多大なる御協力いただきましたことに、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

近年の異常気象を起因とした大規模な災害が再び発生する危険性も高まっています。今後とも、引き続き御協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。



村 山 支 部

事業名①	行政懇談会		
日 時	令和6年9月6日(金) 15:00~17:00		
場 所	村山総合庁舎 会議室		
参 加 者	村山総合支庁保健福祉環境部環境課 山形市環境部廃棄物指導課 村山支部	伊藤廃棄物対策主幹 貝羽課長 片桐支部長	他4人 他2人 他13人
内 容	<p>片桐支部長、伊藤主幹、貝羽課長の挨拶に続き出席者の自己紹介を行い、次の案件について意見交換を行いました。</p> <p>1 廃棄物処理の最近の動きについて 災害廃棄物の処理に関する情報（村山総合支庁） 優良産廃処理業者の認定制度について（山形市）</p> <p>2 村山支部からの要望及び質問等について (要望) ① 県外産業廃棄物の事前協議について ② 放射能測定報告について ③ 優良認定業者への優遇措置について ④ 排出事業者への指導等の状況について (質問) ① 特定再生資源保管業についての見解について ② 産業廃棄物税基金充当事業について ③ 災害廃棄物の処理等への事前の備えの確認について 他</p>		
コメント	<p>今年は村山総合支庁保健福祉環境部環境課様より、災害廃棄物の処理に関する情報を具体的な事例を交えながらお話しいただき、また、山形市より優良産廃処理業者の認定制度についての説明がありました。行政と支部役員間で多くの要望や質問が行われ、活発な意見交換となりました。今後も有意義な懇談会となるよう企画、継続してまいります。</p>		





事業名②	視察研修		
日 時	令和6年11月14日(木)~16日(土)		
場 所	岐阜グランドホテル		
参 加 者	13人		
内 容	第20回産業廃棄物と環境を考える全国大会		
コメント	<p>11月15日 岐阜グランドホテルにおいて「第20回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が開催されました。これまでの大量生産大量消費のリニアエコノミー（線形経済）から、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が、カーボンニュートラル等の環境制約、資源制約などの重要課題に対して、国家戦略として有望な解決策として様々な取組みが行われている中で、産業廃棄物処理業は重要な役割を担う業界となっております。現状を知り、また私たち業界における役割など、再確認することができた素晴らしい研修となりました。</p>		



最 上 支 部

事業名①	適正処理推進事業
日 時	令和6年10月22日(水)～11月7日(木)の間延べ8日間 9:30～
場 所	最上地区8市町村 新庄市・金山町・真室川町・舟形町・最上町、戸沢村・大蔵村・鮭川村
参加者	55人(内:最上支部8人)
内 容	新庄最上地区不法投棄防止対策協議会主催 令和6年度秋季不法投棄監視合同パトロール
コメント	<p>新庄最上地区不法投棄防止対策協議会主催の不法投棄監視パトロールに参加しました。</p> <p>最上支部からは不法投棄防止専門部会員の(株)マルコウ環境、(株)大場組の2社が春季同様関係機関の方々と車で移動しながら行いました。</p> <p>毎年、監視車に不法投棄防止の看板を設置、不法投棄防止策広報テープを流しながら行っており、不法投棄の巡回場所は27箇所、内新規発見(30㎡未満)は3箇所でした。</p>

事業名②	研修会・行政懇談会
日 時	令和6年11月1日(金) 16:00～
場 所	ニューグランドホテル
参加者	32人 最上総合支庁保健福祉環境部環境課 原田課長、菅原専門員 株式会社山形銀行 新庄支店・真室川支店 川野英博支店長 最上支部 斎藤支部長、支部会員等

内 容	<p>1 研修会</p> <p>金利上昇局面における資産形成 講師 株式会社山形銀行 新庄支店・真室川支店 川野英博支店長</p> <p>近年の円安の影響で物価高となり資産についてお悩みの解消に役立てていただきたいと暫くこの経済が長引く可能性も含め会社若しくは個人の資産について投資信託のポイントを説明</p> <p>N I S A 投資信託ではじめる資産づくり 資産運用サービス比較表</p> <p>山形銀行では”資産形成セミナーを開催しているのでお気軽にお声がってください”との事です。</p>	 <p style="text-align: center;">原田 環境課長</p>  <p style="text-align: center;">山形銀行 新庄支店・真室川支店 川野 支店長</p>
-----	---	--

2 行政懇談会

テーマ：「災害廃棄物処理」について

最上総合支庁環境課 菅原宏環境対策専門員より

山形県災害廃棄物処計画（平成30年策定）を基に説明をいただきました。

第1章 総則

- 1 策定目的
- 2 位置付け
- 3 対象とする災害、廃棄物
- 4 基本構成
- 5 処理主体

第2章 災害廃棄物対策

- 1 災害予防（被害抑止・被害軽減）
- 2 災害応急対応
- 3 災害復旧・復興等
- 4 県外地方公共団体との相互支援

行政懇談会終了後の質疑応答

◎斎藤支部長

行政では各団体との協定を結んでいると思うが、実際に災害が発生しても担当者が災害協定を知らなかったということもあった。今後もこのようなことが無いと限らないし来年またおこりうる事項だと危惧している。今後に向け環境課長から各行政の担当課に向け呼びかけをお願いしたい。



斎藤 支部長

◎梁瀬副支部長（最上共同クリーン株式会社 代表取締役社長／所在：鮭川村）
想定外の豪雨災害に直面し、復旧に携わりながら様々な課題が浮き彫りになった。

災害廃棄物の仮置き場の設置及び管理体制、分別品目の周知が迅速に行われるように取り組まなければならないことに再確認した。分別が徹底されておらず、処理不適物の搬入により焼却施設ではプラントの一部が破損したり、最終処分場では分別がなされておらず、規制をかけざるを得ない状況になったこともあった。

処理困難物（消火器・ガスボンベ・タイヤ等）の処分先の選定にも苦労した。

危機管理の重要性を再認識し、仮置き場の管理や整備体制等に直ぐに対応できる準備態勢が大切だということを踏まえて、日頃からの訓練の必要性を感じた。

↓

（最上総合支庁環境課の回答）

⇒地域によっては実施訓練を行っており、広く周知していく。

3 令和6年度不法投棄防止の“のぼり旗”贈呈式

今年度も新庄最上地区不法投棄防止協議会にのぼり旗を寄贈するにあたり贈呈式を行いました。

贈呈式の前に原田環境課長が7月の豪雨災害の復旧作業に於いて御尽力頂きました方々に感謝の言葉を述べられました。

例年“のぼり旗”と“ポール”（64セット）で行っていましたが雨風により旗のみ劣化が早いと聞き

今年度は“のぼり旗”のみ（90枚）といたしました。

“旗”は最上地区不法投棄防止協議会を經由し各市町村での原状回復作業後又は不法投棄防止として設置していただいております。

今後も最上支部は不法投棄防止の啓発活動に協力を行ってまいります。



斎藤 支部長（左）と最上総合支庁 原田 環境課長（右）

置 賜 支 部

事業名①	行政懇談会
日 時	令和6年9月10日(月) 10:00~11:30
場 所	置賜総合支庁本庁舎 会議室
参 加 者	置賜総合支庁保健福祉環境部環境課 樋水課長 他4人 置賜支部 尾形支部長 役員・処分業者 13人
内 容	行政からの伝達・報告 1. 資源循環の促進の為に再資源化事業等の高度化に関する法律について 2. 不法投棄防止対策について 3. その他 4. 置賜支部からの質問・要望等に係る質疑応答
コメント	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要について説明をいただいた。事業形態の高度化、分離・回収技術の高度化、再資源化工程の高度化の3つの認定類型において許認可等の特例を設けるものであるとのこと。</p> <p>不法投棄防止対策については、近年は大規模な不法投棄はないものの、5月の強化月間に新たに2箇所発見され依然として小規模な箇所があり、のぼり旗や看板を設置し巡回を強化して原状回復を行っていくとのことでした。</p> <p>今年も不法投棄準備啓発に関わるポスターイベントを行い、例年通りコンクールを実施し入賞作品の巡回展示や入賞作品を用いた啓発物品の作成及び配布を行うとの説明をいただいた。</p> <p>支部会員からの質問・要望としてヤード業者への対応や許可更新について事前協議し、とても活発な意見交換の場となり、今後も情報交換を行い連携を深めていくことの確認ができ有意義な懇談会となりました。</p>



事業名②	視察研修
日 時	令和6年11月14日(木)～16日(土)
場 所	岐阜グランドホテル
参加者	9人
内 容	第20回産業廃棄物と環境を考える全国大会

コメント

11月15日に岐阜で行われた全国大会に置賜支部として初めて参加しました。全国から約700人程の会員が一同に集まる場は圧巻です。

特に会場となった岐阜グランドホテルは、歴史的に有名な岐阜城の麓にあり、山頂にそびえ立つ岐阜城を見上げると、ここから天下布武を唱え、戦国の世を駆け巡った織田信長の痕跡が見て取れます。

今、我々の産廃業界は、まさに時代と共にスポットライトが当たっている状況です。

ここからの、これからの一歩が新たな時代を作っていくとの心意気を会場から感じました。

まさに信長の様に時代を作って駆け巡るスタート地点としては、歴史的な巡り合わせなのかもしれません。

新たな価値観を繋いで、新たな一歩を踏み出していきたいと思えます。



庄 内 支 部

事業名①	視察研修
日 時	令和6年9月25日(水)～9月27日(金)
場 所	北海道札幌市 近郊
参加人数	12社12人
視 察 先	(株)アミノアップ 角山開発(株)
コメント	(株)アミノアップ (株)アミノアップ様では、機能性食品事業・アグリ事業を展開しており、「自然の恵みで世界の人々を笑顔にする」ことを企業理念としていました。SDGsへ積極的に取り組む社会貢献活動や雪冷房などの環境保全活動を通して社会貢献していました。 角山開発(株) 角山開発(株)様では、産廃の管理型最終処分場や焼却プラントなどの各種処理施設があり、様々な廃棄物を適正に処理しておりました。RPF（固形燃料）製造施設では廃プラスチック類をRPFにし、サーマルリサイクルを推進して地域環境の保全に取り組んでいました。 上記の視察により見識を高める事が出来ました。



事業名②	行政懇談会
日 時	令和6年11月12日(火) 13:30～15:00
場 所	いろり火の里 なの花ホール
参加人数	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 田中課長、渡邊専門員 庄内支部役員 10人
内 容	・災害廃棄物発生時の対応について ・排出事業者への指導等の状況について
コメント	災害廃棄物について、国からの助成や激甚災害などの情報交換や課題など意見交換することが出来ました。 また、太陽光パネルや廃プラスチック類のリサイクル、鉄くず等のスクラップ業者の動向について情報提供していただきました。 上記以外にも、様々な意見交換が出来、良い機会となりました。





教えて BUNさん!

「今後の廃棄物処理業界」



筆者 長岡文明氏 BUN 環境課題研修事務所 主宰

山形県職員として長らく廃棄物処理法に携わる。平成21年に同研修事務所を開設。環境省環境調査研修所講師、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会テキスト編集委員等を務めるほか、産廃関連の著書を多数執筆。山形県西置賜郡飯豊町在住。

皆さん、こんにちは。前号から(仮想)インタビューを仰せつかった「桜江木実(さくらえこのみ)」と申します。ファンになって頂ける方は、私の名前を声に出して3回唱えてみてね。

さて、前号では令和6年の5月に法律は成立したんだけど、施行はおそらく令和7年の11月頃になるのではないかと推察される「再資源高度化法」という新しい法律の概要を取り上げたんでしたね。

あの時はまだ法律だけで政省令は案も示されていない段階でしたが、政省令が提示されたようですね。これで一応、再資源高度化法の全体が判った訳ですね。

BUN: ん〜、それがなかなか。と言うのは、今回提示された政省令は再資源高度化法全ての政省令では無いんです。

桜江: それってどう言うことなの?

BUN: たとえば、廃棄物処理法でも「最終処分場基準省令」という最終処分場に関する省令や有害金属の判定を行う際の「判定基準省令」といった別出しの省令もあるんだ。

桜江: へええ、うちの事務所にある廃棄物処理法の法令集は「廃棄物処理法三段法令集」で規則正しく「法律」-「政令」-「省令」と三段書きになっているから1つずつかと思ってた。で、今回公布された再資源高度化法の政省令と言うのはどんなことなんですか。

BUN: 詳細や条文をお知りになりたい方は「再資源高度化法」で検索すると環境省の頁に掲載されているから確認してね。

まず、簡単などころから。施行期日が法律の附則で3段階決められている。

1つが「公布の日」。この法律は令和6年5月29日に公布したので即日から施行される事項。2つが、令和7年2月28日までは施行される事項。(今回の政令で「2月1日」となった) 3つ目が、さっき話した「公布の日から起算して九月を超えない範囲」、すなわち、「令和7年11月28日まで」なんだ。

今回、提示された政省令は「2」の令和7年2月28日までに施行する部分。

桜江: でも、どうして施行する時点を分けなくてはならないんですか?

BUN: 1つ目が附則第2条に規定している「準備行為」。

第二条 環境大臣は、基本方針を定めるために、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議することができる。

一般国民には関係しないことだけど「法律は施行していないけど、環境省は準備(他省庁との擦り合わせ等)はしているよ」という規定。

桜江: これは判るわ。準備は必要よね。2つ目はどうして他の規定よりも何ヶ月も早く施行するんですか?

BUN: いくつかポイントはあるけど、他の規定よりも1歩早く規定しておかないと間に合わなくなる事項ということになるね。

桜江: 具体的にはどんなこと?

BUN: 現実的には「定期報告の対象者と対象の期間」。ちょっと長いけど、ここは山形県の協会会員さんでも関係する人がいるかもしれないし、重要な箇所なのでそのまま紹介するね。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第五項に規定する海洋投入処分をいう。）を除く。次号において同じ。）を行った同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物の数量が一万吨以上であること。

二当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が千五百トン以上であること。

附則

この政令は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年二月一日）から施行する

桜江：年間1万吨と廃プラスチック類は1,500トンということしかわかんないよお。正直言うと、法律もそんなに勉強していないし。条文はいいから、結論だけ教えて。

BUN：そう言わず、復習と思って、とりあえず法律の次の条文を見て。

法律（勸告及び命令）

第十条 環境大臣は、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）の再資源化の実施の状況が、第八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定産業廃棄物処分業者に対し、その判断の根拠を示して、再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき旨の勸告をすることができる。

BUN：この「特定産業廃棄物処分業者」を「政令で定める要件」としているでしょ。それが今回の政令規定。

桜江：「再資源化」について一定の義務、おそらく「再生資源化率」や「再生資源の状況の情報開示」だったわね。

BUN：そうだねえ。これを中小零細なりサイクル業者にまで法律で義務付けるのは酷だろう、ということで、いわゆる「裾切り」規定をしている。その裾切りがこの政令。

桜江：ええっと。1号では1万吨。2号では廃プラスチック類については1,500トンの実績ね。

BUN：そうだねえ。「埋立処分及び海洋投入処分を除く。」だから、いわゆる「中間処理」の実績が年間1万吨以上、廃プラスチック類については1,500トン以上の処理実績がある「産業廃棄物処分業者」が、この再資源高度化法では「特定産業廃棄物処分業者」と位置付けられることになる。

ちなみに、この「特定産業廃棄物処分業者」が法律で登場するのは、この第10条の「勸告及び命令」と第38条の（再資源化の実施の状況の報告）なんだ。

第三十八条 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

この「年間」を令和7年度（令和7年4月1日から）とするためには、9月施行では間に合わない。そこで、一足早く「報告の対象者」を「2月1日」の時点で施行しておかなければならなかった・と言うことかな。

桜江：ここまでまとめるとどうなるの？うちの会員さんに関わることに絞って教えて頂戴。

BUN：1. 産業廃棄物を年間1万吨以上、廃プラスチック類については1,500トン以上中間処理をしている業者は、国（環境省）に毎年「実績報告」をしなければならない。

2. この中間処理の状況が、再資源化の実施の状況が、「出来が悪い」という時は勸告や命令の対象になる。

桜江：えええー。これは重大ね。今までは「適正処理」していれば、リサイクル率が低くても、
どうこう言われなかったのが、「再資源化状況」が悪いとお叱りを受けちゃうってことよね。
BUN：そうだねえ。単なる適正処理ではダメな時代になっていく。ただ、これを中小零細業者に
法令で求めることはきつすぎるってということで、いわゆる「裾切り」を設定した。
桜江：それが「年間1万トン以上」って基準ね。うちの関連会社は、これほどの実績は無いと思
うから一安心。
BUN：そうとばかりも言えないかもよ。たとえば、がれきの破碎施設なんかは一日50トンの処理
能力があるというのはざらにある。これを年間200日稼働させたら1万トンだからね。
また、「汚泥の脱水」は脱水機に投入する前の「量」が処理能力になるから、結構、該当
する中間処理業者は存在するかもしれないよ。
桜江：あと、今回提示された事項は無いの？
BUN：「資源循環の促進のための廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」が
出されている。これはちょっと長いので原文はネットで見てね。
桜江：要するに・・・どんなこと？
BUN：BUNさんもまだよく判らない。おそらく、他の政省令やガイドライン、マニュアルが整
備されて初めてわかることだと思うけど、次のように想像、推察している。
実は、今までは「再資源」「リサイクル」と言っても、具体的なりサイクル率や手法はほ
とんど規定してこなかった。建設リサイクル法、家電リサイクル法や食品リサイクル法の
ループ認定などに規定している程度。廃棄物処理法の間接処理の許可に関しては「リサイ
クル率」や「どのような技術、手法」ということは規定していない。原則「適正処理」の
基準。
これを産業廃棄物の種類ごとに、望ましい手法や資源化率などを示していくことになるん
じゃないかなあ。
さらに、この再資源高度化法は「需要」という要因を重要視している。
桜江：需要が無いリサイクル製品を作ったところで、結局は廃棄物になる訳だしね。
BUN：だから、今回の省令でも「再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは
再生資源の供給先の情報」という文言が登場。
さらに、この法律の目的の一つでもある「脱炭素」の視点から「当該設備のエネルギー消
費効率を改善又は維持するための措置」という文言も見られる。
桜江：なるほど。今までリサイクル業者が自分の判断で「よかれ」と思ってやっていたリサイク
ルについても、一定の基準や目標が設定されて、社会がそれを見ていくって時代になるっ
てことかなあ。
BUN：でも、まあ、冒頭で話したとおり、今回の政省令はあくまでも「一部」。今後も本格施行
までに何回か政省令やガイドラインは出されると思うので、引き続き注目していく必要が
あるね。
桜江：良くも悪くも将来を見据えて、対応策を考えておくことは大切ですよ。今日はありがと
うございました。最後にもう一度私の名前を3回唱えて終了しましょう。
さくらえこのみ、さきゅらえこのみ・・・サーキュラーエコノミー

BUN(長岡)<(_)>(^-^)/

新任役員紹介

理事 黒澤武利氏 (テルス株式会社 代表取締役社長)



令和6年6月の山形県産業資源循環協会通常総会において理事に就任いたしました、テルス株式会社の黒澤武利と申します。

30歳で入社するまでは他業種におり何もわからない中、青年部会に入会し先輩方のご指導を賜りながら経験を積み、青年部会員皆様のご協力を得て部会長を3年間務めさせていただきました。

現在は置賜支部の役員として支部長の下、活動させていただいておりますが、知識も経験もまだまだ足りていない点が多くあると自覚しております。

鈴木会長はじめ理事の皆様、会員皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りながら当協会の発展と業界の地位向上に向けて尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

.....

監事 五十嵐 誠氏 (中央公害清掃株式会社 代表取締役)



明けましておめでとうございます。

この度、当会の監事に就任いたしました、中央公害清掃株式会社の五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私たちの地球は、気候変動・生物多様性の損失・汚染という三つの危機に直面し、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来したとも言われています。また、我が国は、エネルギー・資源・食料等の他国への依存度が高いようです。

そこで、今、持続可能な循環経済・社会の構築が重要となってきております。「動脈産業」と「静脈産業」の連携による新たなビジネスチャンスなのかも知れません。

義と情、そして縁を大切に、知識と経験、そしてアイデア等により問題解決を図り、より良い社会を構築していく。人が人を思うことで暮らしの安心・安全が図られ、未来があるのだと思います。「緑の地球を、未来の子供たちに！」

当会の鈴木新会長に協力しながら、当会のさらなる発展のため尽力してまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

P S : 「^{かくご}覚悟 ^{きょうじ}矜持」(村川透映画監督 (山形県村山市出身) よりいただいた言葉。)

— 新 会 員 紹 介 —

<正 会 員>

株式会社白鳥矢萩土木 代表取締役 矢萩正士

〒995-0202 村山市大字白鳥2392番地
TEL：0237(56)3434 FAX：0237(56)2748
E-mail：s-yahagi@sea.plala.or.jp

弊社は、昭和59年矢萩土木として創業し、主に土木工事などを行ってまいりましたが、平成元年に株式会社白鳥矢萩土木として法人化するとともに、これを契機に解体工事や舗装工事などに事業を拡張し、また、平成30年には産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、現在、建設業と産業廃棄物処理業の両輪で事業を実施しております。



弊社のモットーとして、「迅速かつ丁寧な仕事」を心がけているところであり、皆様から御好評をいただいております。また、工事に伴い発生する産業廃棄物については、自社の施設により再資源化・再利用するなどし、最終的な産業廃棄物の発生の削減に努めております。

今回、貴協会に加入させていただき、情報交換や廃棄物処理事業に係る一層の研鑽に努め、サーキュラーエコノミーの進展が予想される中、県や地域の3R推進に貢献してまいります。

<賛助会員>

株式会社サニックス 代表取締役社長 佐藤 啓

〒990-2211 山形県山形市大字十文字812番地
TEL：023-687-3111 FAX：023-687-3112

くるまと人で未来をひらく

SANICS

当社は「社会を幸せにする、会社と社員が幸せになる100年企業を目指す」という経営理念のもと、働く車の快適環境創造業として総合自動車サービスを提供しております。

トラックなど、主に機能を乗せて運ぶ「働く車」の製作から整備、サービスまでをワンストップで行っています。特に、産業廃棄物運搬に使用される深ダンプや、解体作業などで使用する建設機械の運搬車両の整備・製作を通じて、“つくる”と“なおす”の両面から、循環型社会の実現に貢献しております。

今後とも、厳しい環境下で稼働する東北の車両を支え、地域の産業発展と環境保全の両立に力を発揮してまいります。

<賛助会員>

太平興業株式会社 山形支店 取締役支店長 五十嵐 英男

〒990-2161 山形市漆山字北上原1358番地
TEL：023-686-4621

当社は、秋田、山形、新潟3県の営業地域に13の支店と2つの営業所を展開し地域のお客様に寄り添った活動を行っています。そして、物流のサポートを通じて地域社会に貢献することを経営理念に掲げ、お客様のビジネスに最適な車両の提供と購入から廃車まで車両が常にベストの状態でご稼働できるサービスの提供を心掛けています。また、人と人とのつながりを大事に考え、新車の販売だけでなく、アフターサービスを通じてお客様から信頼を得ることに取り組んでいます。お客様あっての我々であることを社員一人ひとりが認識し、会社が目指す方向に全社員が進んでいくことが重要であり、新入社員から幹部社員まで様々な教育を実施しています。特にメカニックへの技術教育には重きを置き、新潟の研修所で専門スタッフによる研修を行っています。社員個人の能力が上がればモチベーションも上がり、お客様に最適なサービスが提供できると考えているからです。



これからも地域に根差しお客様とともに歩む「太平興業」をよろしく願いいたします。

<賛助会員>



寒河江重車輛株式会社 代表取締役 土田 朋由

〒991-0003 山形県寒河江市大字西根字中川原110番地の1
TEL：0237-86-7228 FAX：0237-86-8486

弊社は、昭和43年に寒河江市で創業し、建設機械等の整備・販売を開始しました。

昭和54年に特定自主検査制度が創設され、弊社も特定自主検査を要する機械の全てができる検査業者となり、平成6年には重機の運搬を行うため、一般貨物自動車運送事業も取得いたしました。

また、近年の環境に対する取り組みに合わせ、環境機械の販売・修理・メンテナンスも行っております。環境機械には骨材破碎、土質改良、木材破碎などがあり、建設工事や伐採作業現場で発生した廃材に加工を施し、再生資源として作り変えるリサイクル機械までを取り扱っています。

県内（村山・置賜・最上地方）3拠点に本社、営業所を置き有資格者の整備要員を配置しておりそれぞれの地域法人、住民に迅速にサービスを提供できる強みを活かし、環境関係の現場を陰ながらサポートできるよう努めて参ります。

どうぞよろしく願いいたします。



<賛助会員>

コマツ山形株式会社 代表取締役 渡部良彦

〒990-2334 山形市蔵王成沢字町浦192

TEL: 023-642-1106

弊社は、1927年米沢市で車両整備業として出発致しました。1963年にはコマツの山形県指定代理店工場となり、お客様に安心してご利用いただける「技術」を第一に、建設・土木・解体機械の販売・修理・レンタルを手がけてまいりました。

おかげ様で弊社は山形県内での建設機械シェアNo.1。これからも「いざという時に頼りたい会社」No.1であり続けられるよう、お客様のご要望を大切に、真摯に応えてまいります。そして、決して安価ではない「機械の購入・レンタル」という投資に対し、期待を大きく上回る効果と安心をご提供し続けてまいります。



電動マイクロショベル PC05E-1

協会事務局よりメールアドレス登録のお願い

当協会では、情報提供の方法として電子メールでの配信を推進しております。

メールアドレスの登録がまだお済でない会員様は、ぜひ下記のアドレスまでメールをご送信くださるようお願いいたします。

登録方法のご案内

- ①タイトルに「メールアドレス登録」と入力
- ②本文に「御社名」「御担当者名」「電話番号」を入力して送信

タイトル : 「メールアドレス登録」

本文 : 御社名 御担当者名 電話番号

以下のメールアドレスにお送りください。

送信先 : info@yamagata-sanpai.or.jp まで

令和7年4月からの紙マニフェスト頒布価格の動向

当会が頒布する産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の譲渡元（仕入先）である公益社団法人全国産業資源循環連合会から、印刷製造の経費高騰等により、各都道府県協会への卸値を令和7年4月1日から改定（値上げ）するとの通知がありました。

当会の今後の対応については、理事会等を経たのちご報告いたします。

改定日：令和7年4月1日（火）

改定対象：産業廃棄物管理票（マニフェスト）直行用・積替用

発行元：公益社団法人全国産業資源循環連合会

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年は元旦の大地震から始まり、復興途上にあった石川県の能登地方が記録的な豪雨により甚大な被害に見舞われました。県内でも豪雨被害が相次ぎ、河川の氾濫や土砂崩れが起き多くの犠牲者がでました。自然の理不尽さは、日本が「地震大国」から「自然災害大国」に変わっていることを強く印象付けました。

地球温暖化に伴う長期的な気温の上昇傾向や日本周辺の海面水温の上昇も続いており、この傾向は今後も継続していくとされています。

私たち自身も複合災害を「自分事」ととらえ、自ら命を守る事前の備えが求められる時代になっています。

本年は穏やかな年になりますことを切に願います。

今年も会員の皆様のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

編集委員 篠澤 真和
(株式会社ミツワ企業 営業部部長)

◆ 循環やまがた編集委員 ◆

編集委員長	岡崎 信広	有限会社岡崎清掃社
編集委員	大宮 拓也	株式会社クレンズ興産
	篠澤 真和	株式会社ミツワ企業
	斎藤 健	株式会社マルコウ環境
	沼澤 岩夫	沼澤産業有限会社
	登坂 誠	株式会社登坂商店

循環やまがた 85号

令和7年1月発行

編集：「循環やまがた」編集委員会
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会
〔事務局〕
〒990-0041
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F
TEL 023-624-5560 FAX 023-624-5360
編集協力・印刷：コロニー印刷（山形福祉工場）

モバイルプラントのご提案



ジョークラッシャ

高い破碎力

硬い自然石やコンクリートを容易に破碎。

低燃費

独自のハイブリッド駆動方式により低燃費を実現。

スタイリッシュな機体

洗練されたデザイン、シンプルな構造、高い安全性。

豊富なラインアップ

お客様のご要望に合った破碎・選別ラインを実現。



インパクトクラッシャ



自走式土質改良機



中・小型 破碎機



コーンクラッシャ



スクリーン



ベルトコンベヤ



碎石・砂利・リサイクル
業界にご好評頂いて
おります。



MC100R



MR110z

原石から製品化 フルライン



建設機械・資材・修理・販売・リース・一般貨物運送業

寒河江重車輛株式会社

本社	〒991-0003 山形県寒河江市大字西根字中川原110番地の1	TEL0237(86)7228(代)	FAX(86)8486
南陽営業所	〒999-2222 山形県南陽市長岡五百苺401番地1	TEL0238(40)2845(代)	FAX(40)2846
南陽西工場	〒992-0474 山形県南陽市漆山字東寺町745番地1	TEL0238(27)8407(代)	FAX(27)8408
新庄営業所	〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越1496番地31	TEL0233(29)8211(代)	FAX(29)8212

産廃業界に 特化したAIで日々の 配車管理を自動化

お問い合わせはファンファーレ株式会社まで

TEL

050-1748-2697

営業時間 / 平日9:00-18:00

WEB



配車頭 🔍

で検索

⚡ 配車頭

配車頭はこんなお悩みを解決いたします

1

乗務員の
人手不足



今いる乗務員で
より多くの
配車を実現

2

配車業務の
属人化



ベテラン依存を減らし
経営基盤を
安定化

3

配車担当の
重労働



配車表の自動作成で
労働負荷を
削減



【小学生の部】
優秀賞
「SDGs 3Rで美しい地球を守ろう」
米沢市立西部小学校 5年
竹林 玲香さん



【小学生の部】
優秀賞
「地球のために工夫」
長井市立長井小学校 6年
佐藤 亜虹さん



【中学生の部】
優秀賞
「住みやすい町へ」
米沢市立第五中学校 2年
堤 美智琉さん

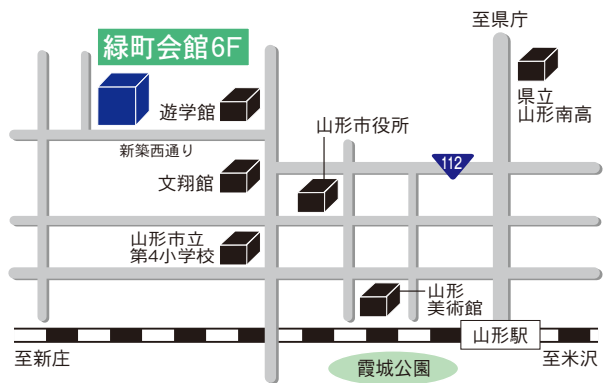


【中学生の部】
優秀賞
「決して作ってはいけないその光景 3Rを守ろう」
高畠町立高畠中学校 2年
加藤 真由さん

※この作品は「令和6年度廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクール」(P32参照)で最優秀賞(表紙2点)と優秀賞(4点)に輝いた4作品です。

循環 **やまがた** 85号
令和7年1月発行

編集：『循環やまがた』編集委員会
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会
(事務局)
〒990-0041
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F
TEL.023-624-5560 FAX.023-624-5360
編集協力・印刷：コロニー印刷(山形福祉工場)



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。